5　自国の裁判所が管轄権を有する締約国は、第三条の規定に従って必要とされる公的資金が実際に必要となる限度で、かつ、当該公的資金が実際に必要となる時に、他の締約国に対し当該公的資金を利用可能とすることを要請する。（第七条関係）

6　この条に別段の定めがある場合を除くほか、原子力事故による原子力損害に関する訴えの管轄権は、当該原子力事故が自国内で生じた締約国の裁判所に専属する。（第一三条関係）

7　この条約、ウィーン条約又はパリ条約のいずれかの規定が場合に応じ適用される場合を除くほか、準拠法は、権限のある裁判所が属する国の法令とする。（第一四条関係）

8　この条約の締約国であって、ウィーン条約若しくはパリ条約のいずれの締約国でもないものは、この附属書の規定で当該締約国において直接適用されないものについて、自国の国内法令がこの附属書の規定に適合することを確保する。（附属書前文関係）

9　事業者は、原子力損害について無過失責任を負う。事業者は、武力紛争、重大な自然災害であって、例外的な性質を有するもの等に直接起因する原子力事故により生ずる原子力損害について責任を負わない。原子力損害の賠償又は補償を受ける権利は、責任を負う事業者に対してのみ行使することができる。事業者は、原子力事故により生ずる損害について、この条約に基づく国内法令の規定の範囲外において責任を負わない。（附属書第三条関係）

10　施設国は、一の原子力事故について事業者が負う責任の額を、一定額以上の金額に制限することができる。事業者は、原子力損害についての自己の責任を担保するため、保険その他の金銭上の保証を有し、及び維持しなければならない。当該保険その他の金銭上の保証が核物質の輸送に関するものである場合には、当該輸送の期間中は、当該保証を停止し、又は取り消してはならない。（附属書第四条及び第五条関係）

11　この条約に基づいて賠償又は補償を請求する権利は、原子力事故の日から一〇年以内に訴えが提起されない場合には、消滅する。ただし、施設国の法令により事業者の責任が一〇年よりも長い期間保険その他の金銭上の保証又は国の資金により担保される場合には、権限のある裁判所が属する国の法令は、事業者に賠償又は補償を請求する権利が一〇年よりも長い期間の後に消滅することを定めることができる。（附属書第九条関係）

12　国内法令は、書面による契約によりその旨が明示的に定められる場合及び原子力事故が、損害を生じさせることを意図した自然人の作為又は不作為により生じた場合において、当該自然人に対して求償するときにのみ、事業者が求償権を有することを定めることができる。（附属書第一〇条関係）

条約

原子力損害の補完的な補償に関する条約をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年一月十六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

条約第一号

原子力損害の補完的な補償に関する条約

締約国は、

原子力損害についての民事責任に関するウィーン条約及び原子力の分野における第三者に対する責任に関するパリ条約並びにこれらの条約の原則に適合する原子力損害の賠償又は補償に関する国内法令が定める措置の重要性を認識し、

原子力損害の賠償又は補償の額を増加することを目的として、当該措置を補完し、及び拡充するための世界的な責任制度を設けることを希望し、

さらに、当該世界的な責任制度が、国際的な連携及び連帯の原則に従って、原子力の安全の水準を更に向上させる地域的及び世界的な協力を奨励するであろうことを認識して、

次のとおり協定した。

第一章　総則

第一条　定義

この条約の適用上、

(a)　「ウィーン条約」とは、千九百六十三年五月二十一日の原子力損害についての民事責任に関するウィーン条約（同条約の改正であって、この条約の締約国について効力を有しているものを含む。）をいう。

(b)　「パリ条約」とは、千九百六十年七月二十九日の原子力の分野における第三者に対する責任に関するパリ条約（同条約の改正であって、この条約の締約国について効力を有しているものを含む。）をいう。

(c)　「特別引出権」（以下「ＳＤＲ」という。）とは、国際通貨基金の定める計算単位であって、同基金がその操作及び取引のために使用するものをいう。

(d)　「原子炉」とは、核燃料を収納する構造物であって、中性子源を追加することなく自己維持的な核分裂の連鎖の過程が内部で起こり得る仕組みのものをいう。

(e)　原子力施設について「施設国」とは、当該原子力施設が自国の領域内に所在する締約国をいい、当該原子力施設がいずれの国の領域内にも所在しない場合には、当該原子力施設の事業を行う締約国又は当該原子力施設の事業が自国の権限の下で行われる締約国をいう。

(f)　「原子力損害」とは、(i)及び(ii)に掲げる損害並びに権限のある裁判所が属する国の法令によりその範囲が決定される(iii)から(vii)までに掲げる損害をいう。この場合において、(i)から(v)まで及び(vii)に掲げる損害については、原子力施設内部の放射線源、原子力施設内の核燃料、放射性生成物若しくは放射性廃棄物又は原子力施設から搬出され、原子力施設に由来し、若しくは原子力施設に送付される核物質から放出される電離放射線により生じ、又は起因するもの（当該損害が、それらの物の放射性により生じたか、それらの物の放射性とそれらの物の有毒性、爆発性その他の有害性との組合せにより生じたかを問わない。）に限る。

(i)　人の死亡又は人的な損害

(ii)　財産の滅失又は損傷